

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第806回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成30年11月6日(火) 午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者(16名)

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

5. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

議案第2号 農地法第5条許可申請審査について

- 議長 これより、第806回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。
本日の「議事録署名委員」の指名を行います。「議事録署名委員」は、8番今津久雄委員、9番小島久司委員にお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員より、議案の説明をお願いします。
- 事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
今回の3条許可申請は、売買1件、贈与1件のあわせて2件になります。
番号13番。場所は2ページに位置図をつけております。大字山田、馬場住地区、譲渡人の自宅周辺に広がる農地のうちの3筆です。
譲渡人は、現在病氣療養中につき今後農業を続けることが困難な事から娘さんの住む県外（埼玉県）へ転居することとなりました。このため所有する農地3筆を地元の方に譲渡することとなり今回の申請に至っております。
売買で、取得後は田では飼料作物を、畑では季節野菜を作るとの計画が出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして番号14番。場所は3ページに位置図をつけております。大字藻津、譲渡人の自宅に隣接する農地1筆です。
贈与で、取得後は引き続き水稻をつくる計画が出されております。
本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
今回の3条許可申請は以上になります。
- 議長 続きまして、受付番号13番について、山田地区担当の今津委員より説明をお願いします。
- 今津委員 【議案書をもとに13番朗読】
今津委員より発言。
- 議長 続きまして、受付番号14番について、藻津地区担当の山口委員より説明をお願いします。

- 山口委員 【議案書をもとに14番朗読】
山口委員より発言。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。
- (審議中)
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、「議案第1号」の2件は、許可することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。
受付番号14番、所在地港南台1丁目、位置図は5ページになります。
右折した土地になります。
申請者は、現在、親と同居しているが、高台にある申請地を親が買い受け親から申請地を無償で借り受け自己の住宅を建築するものです。
農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は462.11㎡。資金計画といたしましては、土地取得費1,680万円、建築費3,728万円、自己資金1,080万円、借入金4,328万円です。

農地区分につきましては、都市計画法による用途地域に指定されている区域内の農地で「第3種農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 続きます、受付番号14番について、港南台地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに14番朗読】
山口委員より発言。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第2号」の1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きます、協議事項に入ります。
非農地の報告について、事務局と委員よりお願いします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。
番号20番。申請場所、所在地萩原。登記地目田1筆。地図の方は9ページになります。場所は、萩原地区に入り萩原天満宮の下の土地で、昭和

45年頃アパートを建築し現在に至る。

次に、番号21番。申請場所、所在地平田町中山。登記地目畑1筆。地図の方は10ページになります。場所は、国道56号線を平田方面に進み、安東商店を左折し奥に入った土地で、平成13年頃から耕作放棄し山林となり現在に至る。

次に、番号22番。申請場所、中央4丁目、登記地目畑1筆。地図の方は11ページになります。場所は、澤田医院の斜め前の土地で昭和59年に一般住宅を建築し現在に至る。

次に、番号23番。申請場所、所在地与市明。登記地目畑と田1筆ずつ。地図の方は12ページになります。場所は、与市明トンネル近くの浄土寺の裏の土地で、4312番は昭和43年頃から耕作放棄し山林となり、4329番は平成7年頃から墓地内の車両の転回場所として使用し現在に至る。

次に、番号24番。申請場所、所在地平田町戸内。登記地目畑1筆。地図の方は13ページになります。場所は、戸内川沿いに進み右折し奥の土地で約20年前から耕作放棄し原野となり現在に至る。

次に、番号25番。申請場所、所在地橋上町楠山。登記地目畑1筆。地図の方は14ページになります。場所は、主要地方道宿毛津島線を楠山方面に進み、日平農村公園から更に奥に入った土地で約40年前から耕作放棄し山林となり現在に至る。

※番号26番は、申請取り下げにより欠番。

次に、番号27番。申請場所、所在地山奈町芳奈。登記地目畑3筆。地図の方は15ページになります。場所は、県道橋上平田線を芳奈方面に進み、左折し向山橋を渡り奥に入った土地で3029番及び3215番2については約50年前から耕作放棄し山林となり3083番1については約20年前から耕作放棄し現在に至る。

次に、番号28番。申請場所、所在地山奈町芳奈。登記地目畑3筆。地図の方は15ページになります。場所は、県道橋上平田線を芳奈方面に進み、左折し向山橋を渡り奥に入った土地で約50年前から耕作放棄し山林となり

耕作放棄し現在に至る。

次に、番号29番。申請場所、所在地山奈町芳奈。登記地目畑1筆。地図の方は15ページになります。場所は、県道橋上平田線を芳奈方面に進み、左折し向山橋を渡り奥に入った土地で約50年前から耕作放棄し山林となり耕作放棄し現在に至る。

次に、番号30番。申請場所、所在地山奈町芳奈。登記地目畑1筆。地図の方は15ページになります。場所は、県道橋上平田線を芳奈方面に進み、左折し向山橋を渡り奥に入った土地で約50年前から耕作放棄し山林となり耕作放棄し現在に至る。

次に、番号31番。申請場所、所在地山奈町芳奈。登記地目畑1筆。地図の方は15ページになります。場所は、県道橋上平田線を芳奈方面に進み、左折し向山橋を渡り奥に入った土地で約50年前から耕作放棄し山林となり耕作放棄し現在に至る。

なお、27番から31番までの申請に関しては、太陽光発電設置の可能性もあるとのことで隣地農地同意書、隣接する一般住宅の所有者からの同意書について添付してもらっています。

最後に受付番号32番。申請場所、所在地二ノ宮。登記地目田1筆。地図の方は16ページになります。場所は、二ノ宮橋を渡り左折し河原谷川に沿って奥に入った左側の土地で、昭和57年頃より公衆用道路として使用し現在に至る。

以上12件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 続きます、受付番号20番及び22番並びに23番について、街区地区担当の田村委員お願いいたします。

○田村委員 【議案書をもとに20番及び22番並びに23番について朗読】
田村委員より発言。

○議長 続きます、受付番号21番及び24番について、戸内地区担当の私の方から説明いたします。

- 会 長 【議案書をもとに 2 1 番及び 2 4 番について朗読】
会長より発言。
- 議 長 続きまして、受付番号 2 5 番について、楠山地区担当の川島委員から説明をお願いいたします。
- 川島委員 【議案書をもとに 2 5 番について朗読】
川島委員より発言。
- 議 長 続きまして、受付番号 2 7 番から 3 1 番について、芳奈地区担当の澤田委員をお願いいたします。
- 澤田委員 【議案書をもとに 2 7 番から 3 1 番について朗読】
澤田委員より発言。
- 議 長 続きまして、受付番号 3 2 番について、二ノ宮地区担当の山本委員をお願いいたします。
- 山本委員 【議案書をもとに 3 2 番について朗読】
山本委員より発言。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- (審議中)
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
非農地証明 12 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、非農地証明 12 件は、証明することに決しました。

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果の報告について)

第 803 回・第 805 回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第 5 条申請 (受付番号 10 号・13 号) について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

○事務局員 続きまして、事務局から 3 点報告いたします。

(利用意向調査の実施について)

はじめに、利用意向調査の実施についてお知らせいたします。

農地の利用状況調査、簡単に言うと農地パトロールですけども、その実施についてはきちんと実施するようにと折に触れて言われているところです。その農地パトロールの結果、遊休農地になっている所については、利用意向調査をなさいということになっていまして、3 年前から実施しており今月中旬に文書を送る予定で準備しており、委員の皆様方にもあらかじめお知らせいたします。調査回答期限は一か月後の来月 10 日を予定しております。

もし、委員の皆様方に問い合わせ等がありましたら、この手紙の趣旨と返事を出すこと、そして遊休農地の解消してくださいという指導をお願いしたいと思います。

調査の内容としましては、自分で作るのか、中間管理機構を使って貸してもいいのか等の意向を確認するため調査票を郵送するものです。

なお、調査対象農地については、産業振興課が毎年実施する農地荒廃調査との擦り合わせを行ない、約 40 筆 (約 2ha) に対して調査を行う予定です。

農地の利用意向調査については、以上です。調査対象一覧については改めて報告させていただきます。

(農業委員等の綱紀粛正について)

資料 1 をご覧ください。高知県農業会議から 10 月 15 日付けで通知のありました内容につきましてご説明いたします。

徳島県阿南市内の耕作放棄地約 5ha を農地転用して 5 月に完成した大規模太陽光発電所 (メガソーラー) を巡り、発電事業会社の担当者から現金

を受け取ったとして、10月12日元農業委員の男性（71）が逮捕されたものです。

報道によると、元農業委員は、開発用地となった耕作放棄地の荒廃状況の評価に絡み、同社への便宜を図ることへの謝礼と知りながら、発電会社担当者から2016年5月と2017年7月の2回にわたって現金計100万円を受け取った疑いが持たれています。

阿南市農業委員会は2015年度、問題の耕作放棄地を再生利用が可能な土地から再生困難な「荒廃農地」に変更。これによって農山漁村再生可能エネルギー法に基づく農地転用の手続きが可能になり、事業が動き出したという事です。

以上の事からこのような不祥事が発生しないよう、農業委員会が担っている職務の重要性について、十分認識したうえで公正・公平な職務の執行に向けて通知が届いておりますのでご確認くださいませようお願いします。

（次回総会の日程について）

最後は、次回総会の日程についてお知らせします。11月27日（火）午後1時30分から行います。

なお、申請書類受付は先週1日木曜日に締め切っており、議案送付は20日火曜日の予定です。

事務局からは以上になります。

○議 長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長 ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長　それでは、以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これで第806回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分閉会

平成30年11月6日

会　長

農業委員

農業委員